瑞穂町地域公共交通会議条例　新旧対照表

新	旧
（設置） 第1条　道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化並びに地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、瑞穂町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。	（設置） 第1条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、町内の公共交通環境及び住民の移動の需要に即した、持続可能な輸送サービスの確保その他の旅客の利便の増進のために必要となる事項を協議するため、瑞穂町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。
（所掌事項） 第2条　略 (1)町の地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための事項 (2)町の実情に応じた適切な旅客輸送の態様　　等に関する事項 (3)前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める内容	（所掌事項） 第2条　略 (1)町の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃・料金等に関する事項 (2)前号　に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める内容
（組織） 第3条　略 2　前項に掲げる委員（同項第2号及び第3号　　を除く。）は、代理人を交通会議に出席させることができる。 第4条から第11条　略 附　則 1から3　略 （瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正） 4　瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費	（組織） 第3条　略 2　前項に掲げる委員（同項第2号、第3号及び第10号を除く。）は、代理人を交通会議に出席させることができる。 第4条から第11条　略 附　則 1から3　略 （瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正） 4　瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費

用弁償に関する条例 の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略 附　則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号) の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略